

平成26年10月16日

原子力規制庁

原子力災害対策・核物質防護課長

荒木 真一 殿

独立行政法人日本原子力研究開発機構

原子炉廃止措置研究開発センター

所長 高橋 秀孝

「原子炉廃止措置研究開発センター原子力事業者防災業務計画」の
読み替えについて(連絡)

平成25年12月19日付けで提出しました「原子炉廃止措置研究開発センター原子力事業者防災業務計画」につきまして、平成26年10月14日付け内閣府及び原子力規制庁の組織改正に伴い、今後、添付資料のとおり読み替えて防災業務を遂行しますので、ご連絡いたします。

添付資料

・「原子炉廃止措置研究開発センター原子力事業者防災業務計画」読み替え表

以上

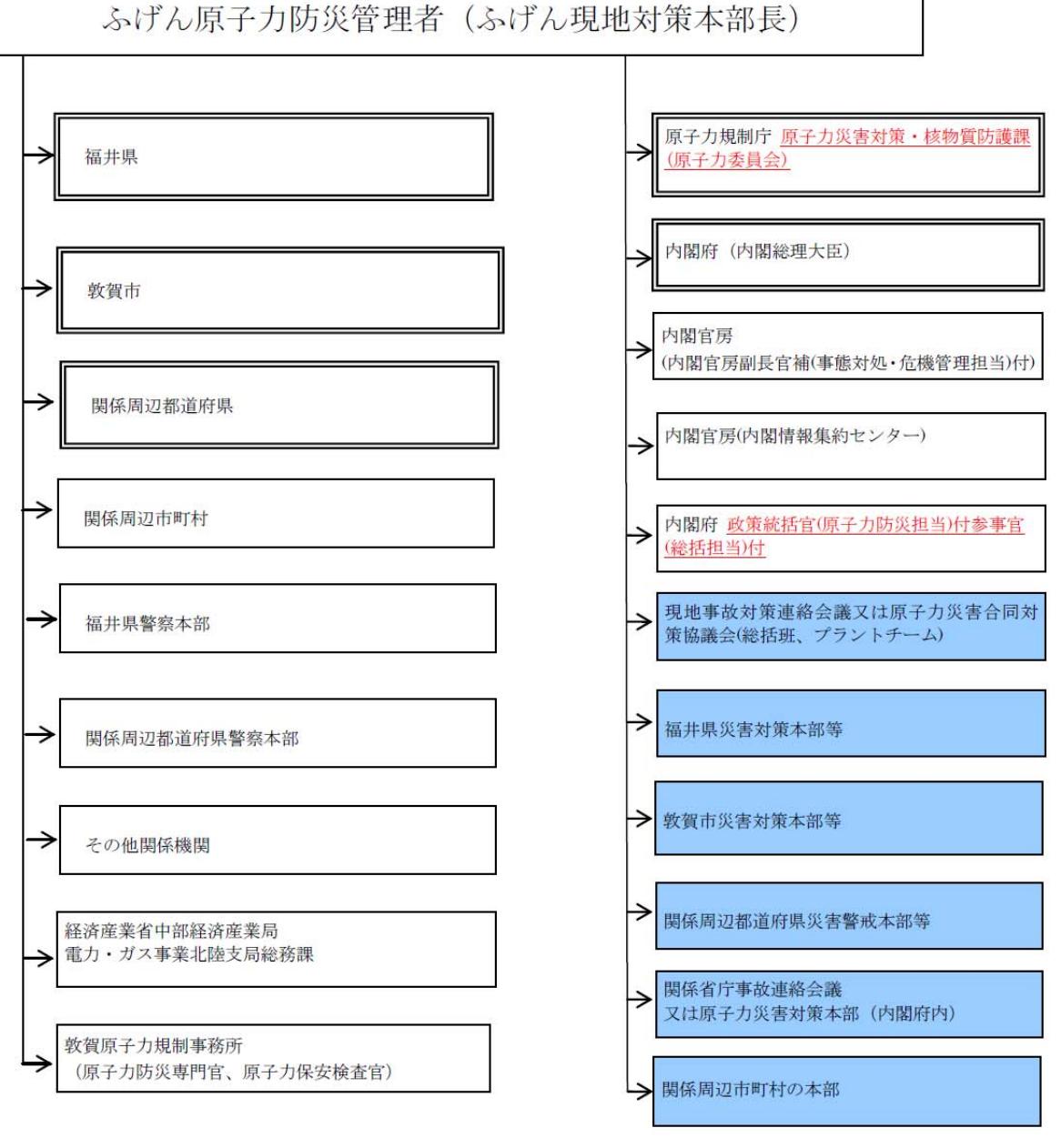
「原子炉廃止措置研究開発センター原子力事業者防災業務計画」 読み替え表

No.1

読み替え前 (H26. 10. 1までの読み替え反映済)	読み替え後 (H26. 10. 14~)	理由
<p>別図2-2-5 警戒事象に基づく通報(連絡)経路</p> <pre> graph TD A[ふげん原子力防災管理者] --> B[福井県] A --> C[敦賀市] A --> D[関係周辺都道府県] A --> E[関係周辺市町村] A --> F[福井県警察本部] A --> G[関係周辺都道府県警察本部] A --> H[その他関係機関] B --> I[敦賀原子力規制事務所 (原子力防災専門官、原子力保安検査官)] I --> J[原子力規制委員会 原子力規制委員会 原子力防災政策課 (原子力規制委員会)] J --> B J --> C C --> K[原子力規制委員会 原子力規制委員会 原子力災害対策・核物質防護課 (原子力規制委員会)] K --> C K --> L[福井県] K --> M[敦賀市] K --> N[関係周辺都道府県] K --> O[関係周辺市町村] K --> P[福井県警察本部] K --> Q[関係周辺都道府県警察本部] K --> R[その他関係機関] </pre> <p>【説明】</p> <p>□ : 防災業務計画等命令に係る通報先</p>	<p>別図2-2-5 警戒事象に基づく通報(連絡)経路</p> <pre> graph TD A[ふげん原子力防災管理者] --> B[福井県] A --> C[敦賀市] A --> D[関係周辺都道府県] A --> E[関係周辺市町村] A --> F[福井県警察本部] A --> G[関係周辺都道府県警察本部] A --> H[その他関係機関] B --> I[敦賀原子力規制事務所 (原子力防災専門官、原子力保安検査官)] I --> J[原子力規制委員会 原子力規制委員会 原子力災害対策・核物質防護課 (原子力規制委員会)] J --> B J --> C C --> K[原子力規制委員会 原子力規制委員会 原子力災害対策・核物質防護課 (原子力規制委員会)] K --> C K --> L[福井県] K --> M[敦賀市] K --> N[関係周辺都道府県] K --> O[関係周辺市町村] K --> P[福井県警察本部] K --> Q[関係周辺都道府県警察本部] K --> R[その他関係機関] </pre> <p>【説明】</p> <p>□ : 防災業務計画等命令に係る通報先</p>	<p>平成26年10月14日付け原子力規制庁の組織改正</p>

「原子炉廃止措置研究開発センター原子力事業者防災業務計画」読み替え表

No.2

読み替え前 (H26.10.1までの読み替え反映済)	読み替え後 (H26.10.14~)	理由
<p>別図2-2-8 原子力防災体制発令時等の通報(報告)経路</p>  <p>ふげん原子力防災管理者 (ふげん現地対策本部長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 福井県 敦賀市 関係周辺都道府県 関係周辺市町村 福井県警察本部 関係周辺都道府県警察本部 その他関係機関 経済産業省中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局総務課 敦賀原子力規制事務所 (原子力防災専門官、原子力保安検査官) <p>原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災政策課 (原子力規制委員会)</p> <p>内閣府 (内閣総理大臣)</p> <p>内閣官房 (内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付)</p> <p>内閣官房(内閣情報集約センター)</p> <p>内閣府 政策統括官付参事官 (災害緊急事態対処担当)付</p> <p>現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会(総括班、プラントチーム)</p> <p>福井県災害対策本部等</p> <p>敦賀市災害対策本部等</p> <p>関係周辺都道府県災害警戒本部等</p> <p>関係省庁事故連絡会議 又は原子力災害対策本部 (内閣府内)</p> <p>関係周辺市町村の本部</p>	<p>別図2-2-8 原子力防災体制発令時等の通報(報告)経路</p>  <p>ふげん原子力防災管理者 (ふげん現地対策本部長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 福井県 敦賀市 関係周辺都道府県 関係周辺市町村 福井県警察本部 関係周辺都道府県警察本部 その他関係機関 経済産業省中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局総務課 敦賀原子力規制事務所 (原子力防災専門官、原子力保安検査官) <p>原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課 (原子力委員会)</p> <p>内閣府 (内閣総理大臣)</p> <p>内閣官房 (内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付)</p> <p>内閣官房(内閣情報集約センター)</p> <p>内閣府 政策統括官(原子力防災担当)付参事官 (総括担当)付</p> <p>現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会(総括班、プラントチーム)</p> <p>福井県災害対策本部等</p> <p>敦賀市災害対策本部等</p> <p>関係周辺都道府県災害警戒本部等</p> <p>関係省庁事故連絡会議 又は原子力災害対策本部 (内閣府内)</p> <p>関係周辺市町村の本部</p>	<p>平成26年10月14日付け内閣府及び原子力規制庁の組織改正 (以下、本頁において同じ)</p>

: 原災法第10条第1項(又は原災法第25条第2項)に基づく通報(報告)先

: 設置されている場合に連絡

: 原災法第10条第1項(又は原災法第25条第2項)に基づく通報(報告)先

: 設置されている場合に連絡

「原子炉廃止措置研究開発センター原子力事業者防災業務計画」読み替え表

No.3

読み替え前 (H26. 10. 1までの読み替え反映済)	読み替え後 (H26. 10. 14~)	理由
<p>別図2-2-9 事業所外運搬における原子力防災体制発令時等の通報(報告)経路</p> <p>事業所外運搬責任者</p> <p>ふげん原子力防災管理者 (ふげん現地対策本部長)</p> <p>事象発生場所を管轄する 都道府県知事</p> <p>事象発生場所を管轄する 市町村長</p> <p>事象発生場所を管轄する 警察本部</p> <p>事象発生場所を管轄する 消防本部</p> <p>事象発生場所を管轄する 海上保安部</p> <p>敦賀原子力規制事務所 (原子力防災専門官、原子力保安検査官)</p> <p>経済産業省中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局 総務課</p> <p>原子力規制委員会 原子力規制府 原子力防災政策課 (原子力規制委員会)</p> <p>国土交通省 (国土交通大臣) ①事象発生場所が海上の場合 海事局検査測度課 ②事象発生場所が陸上の場合 自動車局環境政策課</p> <p>内閣府 (内閣総理大臣)</p> <p>内閣官房(内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当)付)</p> <p>内閣官房(内閣情報集約センター)</p> <p>内閣府 政策統括官付参事官 (災害緊急事態対処担当)付</p> <p>現地事故対策連絡会議又は原子力災害 合同対策協議会(総括班、プラントチーム)</p> <p>事故発生場所を管轄する市町村 災害対策本部</p> <p>事故発生場所を管轄する都道府県 災害対策本部</p> <p>関係省庁事故連絡会議 又は原子力災害対策本部(内閣府内)</p> <p>事業所外運搬責任者</p> <p>ふげん原子力防災管理者 (ふげん現地対策本部長)</p> <p>事象発生場所を管轄する 都道府県知事</p> <p>事象発生場所を管轄する 市町村長</p> <p>事象発生場所を管轄する 警察本部</p> <p>事象発生場所を管轄する 消防本部</p> <p>事象発生場所を管轄する 海上保安部</p> <p>敦賀原子力規制事務所 (原子力防災専門官、原子力保安検査官)</p> <p>経済産業省中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局 総務課</p> <p>原子力規制府 原子力災害対策・核物質防護課 (原子力規制委員会)</p> <p>内閣府 (内閣総理大臣)</p> <p>内閣官房(内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当)付)</p> <p>内閣官房(内閣情報集約センター)</p> <p>内閣府 政策統括官(原子力防災 担当)付参事官(総括担当)付</p> <p>現地事故対策連絡会議又は原子力災害 合同対策協議会(総括班、プラントチーム)</p> <p>事故発生場所を管轄する市町村 災害対策本部</p> <p>事故発生場所を管轄する都道府県 災害対策本部</p> <p>関係省庁事故連絡会議 又は原子力災害対策本部(内閣府内)</p>	<p>別図2-2-9 事業所外運搬における原子力防災体制発令時等の通報(報告)経路</p> <p>事業所外運搬責任者</p> <p>ふげん原子力防災管理者 (ふげん現地対策本部長)</p> <p>事象発生場所を管轄する 都道府県知事</p> <p>事象発生場所を管轄する 市町村長</p> <p>事象発生場所を管轄する 警察本部</p> <p>事象発生場所を管轄する 消防本部</p> <p>事象発生場所を管轄する 海上保安部</p> <p>敦賀原子力規制事務所 (原子力防災専門官、原子力保安検査官)</p> <p>経済産業省中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局 総務課</p> <p>原子力規制委員会 原子力規制府 原子力防災政策課 (原子力規制委員会)</p> <p>国土交通省 (国土交通大臣) ①事象発生場所が海上の場合 海事局検査測度課 ②事象発生場所が陸上の場合 自動車局環境政策課</p> <p>内閣府 (内閣総理大臣)</p> <p>内閣官房(内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当)付)</p> <p>内閣官房(内閣情報集約センター)</p> <p>内閣府 政策統括官(原子力防災 担当)付参事官(総括担当)付</p> <p>現地事故対策連絡会議又は原子力災害 合同対策協議会(総括班、プラントチーム)</p> <p>事故発生場所を管轄する市町村 災害対策本部</p> <p>事故発生場所を管轄する都道府県 災害対策本部</p> <p>関係省庁事故連絡会議 又は原子力災害対策本部(内閣府内)</p>	<p>平成26年10月14日付け内閣府及び原子力規制府の組織改正 (以下、本頁において同じ)</p>

: 原災法第10条第1項(又は原災法第25条第2項)に基づく通報(報告)先

: 設置されている場合に連絡

: 原災法第10条第1項(又は原災法第25条第2項)に基づく通報(報告)先

: 設置されている場合に連絡